鹿屋市告示第 351 号

鹿屋市農業後継者就農開始支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　7　月　3　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　7　月　3　日　　決　裁

鹿屋市農業後継者就農開始支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市農業後継者就農開始支援事業補助金交付要綱（令和６年鹿屋市告示第235号）の一部を次のように改正する。

第３条第11号中「農業経営主が」の次に「事業継承前に」を加え、「であること」を「であったこと」に改め、同条第12号中「農業経営主が」の次に「事業継承前に」を加え、「位置付けられている者」を「位置付けられていた者」に改める。

附　則

この要綱は、令和８年７月３日から施行する。